



2026年2月12日

各 位

会 社 名	北海道電力株式会社
代 表 者	代表取締役 社長執行役員 齋藤 晋 (コード番号 9509)
問 合 せ 先	経営企画室部長 (経営戦略・管理担当) 鈴木 啓路
電 話 番 号	011-251-1111 (代)

2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2026年2月12日付の取締役会において、2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）の発行を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

【本新株予約権付社債発行の背景】

北海道は冷涼な気候や広大な土地、国内随一の再エネ導入ポテンシャルを背景に、次世代半導体工場やデータセンターといったデジタル産業の立地による経済活性化が期待されるなど、更なる発展に向けた機運が高まっています。ほくでんグループとしても、カーボンニュートラルの実現に向けて、北海道の脱炭素エネルギーを北海道内のみならず、全国にも供給するなど、北海道から日本のエネルギー脱炭素化に貢献する取り組みを進めることにより、更なる成長が期待できる状況にあります。

このような環境変化を的確に捉え、北海道とともにほくでんグループが力強く成長していくため、2035年において目指す姿として、「ほくでんグループ経営ビジョン2035」（以下「本ビジョン」という。）を策定し、2025年3月に公表しました。

本ビジョンにおいては、経営テーマの一つとして「北海道の発展に向けたGX実現への挑戦」を掲げ、「北海道へのデジタル産業集積に貢献するため、需要増加や再エネ導入拡大を見据えて電力インフラを着実に整備するとともに、エネルギーの脱炭素化に挑戦」することとしています。

当社は、これに基づき、北海道における電力の安定供給を確保し、カーボンニュートラルを実現するため、脱炭素電源である泊発電所の再稼働に取り組んでおり、泊発電所3号機については、2027年のできるだけ早期の再稼働を目指して安全対策工事を着実に進めています。また、泊発電所1号機、同2号機についても、2030年代前半の再稼働を目指しています。

また、LNG（液化天然ガス）を燃料とする石狩湾新港発電所2号機、同3号機をそれぞれ2030、2033年度に運転開始する予定としています。

加えて、現在、当社では、「北海道苫小牧地域を起点とした新たなエネルギーサプライチェーン構想」について検討を進めています。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

北海道は上記のような電力事業を取り巻く状況に加え、積雪寒冷地であり、広大な土地に都市が点在するという地域特性から、最終エネルギー消費に占める石油・石炭の比率が高く、（北海道での最終エネルギー消費量の62%程度（2023年度暫定実績））、石油・石炭の市場規模は8,000億円程度となっており、低炭素・脱炭素化に向けたエネルギー転換の余地が大きい状況にあります。

当社は、こうした石油・石炭の低炭素・脱炭素化（エネルギー転換）と次世代半導体工場や大型データセンターの立地に伴うエネルギー需要の増加により北海道におけるガス需要はさらに増大すると評価しており、これまで取り組んできたガス小売から事業領域を拡大し、「①ガス事業への本格的な参入」を行います。本格的な参入にあたっては、石狩LNG基地との連携（苫小牧・石狩の2拠点化）およびタンクローリーや内航船などを活用した供給体制の構築を行い、苫小牧地域や札幌圏などにとどまらず、北海道全域へのガス供給を実現することで、ガス需要の拡大を図ります。また、ガス需要の拡大にあたっては、自社での都市ガス製造や、石狩湾新港発電所で使用する発電用LNGとの一体的なLNG調達により、現状からのコスト低減を図り、価格競争力の向上に取り組めます。

加えて、将来的な北海道の電力需要の増加に対応するために、苫小牧地域における「②次期LNG電源設置およびLNG基地整備」に向けた検討を行います。本電源は、需要対応のみならず、再エネ導入拡大に伴う調整力として活用し、電力系統の安定化にも貢献するとともに、将来的にはLNGから水素・アンモニアなどの脱炭素燃料への転換を図ります。

さらに当社は、「③次世代エネルギーによるカーボンニュートラル化」の実現に向けて、水素・アンモニア・e-メタンやCCUS事業について、2030年頃での社会実装を目指し、検討を進めています。将来的には脱炭素化した電力・ガスに加え、水素・アンモニアなどを組み合わせ、各エネルギーの特徴を踏まえた合理的なエネルギーミックスにより、北海道におけるカーボンニュートラルの実現を目指していきます。

このような取り組みを進め、北海道の発展とほくでんグループの成長を支えるためには、財務基盤の強化と資金調達手段の多様化、低コストの資金調達が必要と考えており、今回、ゼロ・クーポンで調達コストを抑えられる本新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行手取金約400億円については、上記のうち直近で投資が予定されている①、③に関わる資金として、以下のとおり2028年3月までに充当する予定です。

- ・ 「①ガス事業への本格的な参入」

2025年12月3日に公表した、石油資源開発株式会社（以下「JAPEX」という。）の北海道地域におけるガス製造事業、販売事業および導管事業の譲受に向けた契約の締結に基づく当該事業への投資資金に約310億円を充当する予定です。

- ・ 「③次世代エネルギーによるカーボンニュートラル化」

水素・アンモニア・e-メタンやCCUS事業への投資資金（本ビジョンに掲げた次世代エネルギー投資）の一部として、約90億円を充当する予定です。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

記

1. 社債の名称

北海道電力株式会社2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）

3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

4. 社債の払込期日および発行日

2026年3月2日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

5. 募集に関する事項

(1) 募集方法

Mizuho International plcを単独ブックランナー兼主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額個別買取引受けによる欧州およびアジアを中心とする海外市場（ただし、米国を除く。）における募集。ただし、買付けの申込みは条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。

(2) 新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 新株予約権の目的である株式の種類、内容および数

本新株予約権の目的である株式の種類および内容は当社普通株式（単元株式数 100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(4)記載の転換価額で除した数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

(2) 発行する新株予約権の総数

4,000個および代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券（下記7.(7)に定義する。）の紛失、盗難または滅失の場合に適切な証明および補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円を除した個数の合計数

(3) 新株予約権の割当日

2026年3月2日

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額

(イ) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(ロ) 転換価額は、当初、当社の代表取締役 社長執行役員が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況およびその他の市場動向を勘案して決定する。ただし、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日における当社普通株式の終値（下記7.(4)(イ)①に定義する。）に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

(ハ) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行したまたは当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行または処分株式数}}{\text{時価}} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{発行または処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割または併合、剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合、組織再編等（下記7.(4)(イ)④に定義する。）、上場廃止事由（下記7.(4)(イ)⑤に定義する。）またはスクイズアウト事由（下記7.(4)(イ)⑥に定義する。）その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

2026年3月16日から2031年2月17日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。ただし、①下記7.(4)(イ)①乃至⑥記載の当社の選択等による繰上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（ただし、下記7.(4)(イ)③において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記7.(4)(ロ)記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記7.(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託された時まで、③下記7.(5)記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記7.(6)記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2031年2月17日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（またはかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日または社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（または当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。ただし、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令または慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

(7) その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(8) 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

- (イ) 組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。ただし、かかる承継および交付については、(i) その時点で適用のある法律上実行可能であり、(ii) そのための仕組みが既に構築されているかまたは構築可能であり、かつ、(iii) 当社または承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が本新株予約権付社債の受託会社（以下「受託会社」という。）に対して下記 7. (4) (イ) ④ (b) 記載の証明書を交付する場合には、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債および／または本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

- (ロ) 上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当社または承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記 (i) または (ii) に従う。なお、転換価額は上記 (4) (ハ) と同様の調整に服する。

- (i) 合併、株式交換または株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券またはその他の財産が交付されるときは、当該証券または財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるよ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

うにする。

(ii) 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容およびその価額
承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記(6)に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- ⑥ その他の新株予約権の行使の条件
承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- ⑧ 組織再編等が生じた場合
承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。
- ⑨ その他
承継会社等の新株予約権の行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

(ハ) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債および本新株予約権付社債に係る信託証書（以下「信託証書」という。）に基づく当社の義務を承継会社等に引き受けまたは承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

(9) 新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

7. 社債に関する事項

(1) 社債の総額

400億円および代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を合計した額

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2031年3月3日（償還期限）に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 社債の繰上償還

(イ) 当社の選択等による繰上償還

① 130%コールオプション条項による繰上償還

当社は、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）が、20連続取引日（以下に定義する。）にわたり当該各取引日に適用のある上記6.(4)(ロ)記載の転換価額の130%以上であった場合、当該20連続取引日の末日から30日以内に受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、2028年3月2日以降、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値が発表されない日を含まない。

② クリーンアップ条項による繰上償還

本②の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%を下回った場合、当社は、受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。

③ 税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負う旨および当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない旨を受託会社に了解させた場合、当社は、受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100%の価額で繰上償還することができる。ただし、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記(12)(イ)記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記(12)(イ)記載の公租公課を源泉徴収または控除したうえでなされる。

④ 組織再編等による繰上償還

組織再編等が生じたが、(a)上記6.(8)(イ)記載の措置を講ずることができない場合、または(b)承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が受託会社に対して交付した場合、当社は、受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、（i）各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、（ii）上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会決議（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議または取締役会の委任に基づく取締役の決定）により（i）当社と他の会社の合併（新設合併および吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ii）資産譲渡（当社の資産の全部もしくは実質上全部の他の会社への売却もしくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（iii）会社分割（新設分割および吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（iv）株式交換もしくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）または（v）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債もしくは本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に取り受けられることとなるものが承認されることをいう。

⑤ 上場廃止等による繰上償還

（i）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ii）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（iii）当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書等で公表または容認し（ただし、当社または公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（iv）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合（以下「上場廃止事由」という。）、当社は、実務上可能な限り速やかに（ただし、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、（i）各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、（ii）上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社または公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨またはスクイーズアウト事由を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本⑤記載の当社の償還義務は適用されない。ただし、かかる組織再編等またはスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合には、当社は、実務上可能な限り速やかに（ただし、当該60日間の最終日から14日以内に）受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

約権付社債権者に対して通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、上記償還金額で繰上償還するものとする。当社が本⑤記載の償還義務および上記④または下記⑥記載の償還義務を負うこととなる場合には、上記④または下記⑥の手続が適用されるものとする。

⑥ スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする当社の定款の変更の後に当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会決議（もしくは取締役会の委任に基づく取締役の決定）がなされた場合または上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、受託会社および主支払・新株予約権行使請求受付代理人ならびに本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（ただし、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。ただし、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、（i）各本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）から各本社債の額面金額の100%の価額を差し引いた額に、（ii）上記償還日から償還期限までの日数を払込期日から償還期限までの日数で除した数を乗じ、これを各本社債の額面金額の100%の価額に加えた額で繰上償還するものとする。

⑦ 当社が上記①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記④もしくは⑥に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合または上記⑤(i)乃至(iv)記載の事由が発生した場合には、以後上記①乃至③のいずれかに基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

(ロ) 本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2029年3月2日（以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の100%の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中にその所持する本新株予約権付社債券を所定の様式の償還通知書とともに下記(9)記載の支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託することを要する。

ただし、当社が上記（イ）①乃至⑥のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と本（ロ）に基づく通知の前後にかかわらず、本（ロ）に優先して上記（イ）①乃至⑥に基づく繰上償還の規定が適用される。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

(5) 買入消却

当社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有もしくは転売し、または当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じまたはその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有もしくは転売し、または当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

(6) 期限の利益の喪失

信託証書または本社債の規定の不履行または不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、受託会社が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより当社に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

(7) 新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、英国法上の記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

(8) 無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

(9) 新株予約権付社債に係る支払・新株予約権行使請求受付代理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch（主支払・新株予約権行使請求受付代理人）

(10) 新株予約権付社債に係る名簿管理人

State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch

(11) 社債の担保または保証

本社債は、担保または保証を付さないで発行される。

(12) 特約

(イ) 追加支払

本社債に関する支払につき現在または将来の日本国またはその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収または控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収または控除後の支払額が当該源泉徴収または控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

(ロ) 担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社または当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、①外債（以下に定義する。）に関する支払、②外債に関する保証に基づく支払または③外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的として、当該外債の保有者のために、当社または当社の主要子会社の現在または将来の財産または資産の全部または一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。ただし、あらかじめまたは同時に(a)かかる外債、保証もしくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を、受託会社の満足する形もしくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認さ

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

れた形で、本新株予約権付社債にも付す場合または(b)その他の担保もしくは保証を、受託会社が完全な裁量の下に本新株予約権付社債権者にとって著しく不利益でないと判断する形もしくは本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議により承認された形で、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間1年超の証券のうち、(i)外貨払の証券もしくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券または円貨建でその額面総額の過半が当社もしくは当社の主要子会社によりもしくは当社もしくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ(ii)日本国外の証券取引所、店頭市場もしくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場されもしくは通常取引されるものまたはそれを予定されているものをいう。

(13) 社債管理者

本社債については、社債管理者を定めない。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をシンガポール証券取引所に上場する。

9. その他

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

10. 取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

【ご 参 考】

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行手取金約400億円については、以下のとおり2028年3月までに充当する予定です。

- ・ 「ガス事業への本格的な参入」

2025年12月3日に公表した、JAPEXの北海道地域におけるガス製造事業、販売事業および導管事業の譲受に向けた契約の締結に基づく当該事業への投資資金に約310億円を充当する予定です。

- ・ 「次世代エネルギーによるカーボンニュートラル化」

水素・アンモニア・e-メタンやCCUS事業への投資資金（本ビジョンに掲げた次世代エネルギー投資）の一部として、約90億円を充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今期の業績予想に変更はありません。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

配当につきましては、「DOE（株主資本配当率）2%を目安とした安定配当」を基本方針とし、泊3号機の再稼働までは、DOE2%を目指しつつ、財務基盤の回復を念頭に置きながら総合的に判断していきます。

当社の剰余金の配当は、中間配当および期末配当の年2回を基本的な方針としています。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会です。また、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記2.(1)に記載のとおりです。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純利益 または1株当たり連結当期 純 損 失	△114.96円	315.44円	305.90円
1株当たり年間配当金			
普通株式	—	20.00円	20.00円
B種優先株式	—	6,060,164.000円	3,000,000.00円
(1株当たり中間配当金)			
(普通株式)	(—)	(5.00円)	(10.00円)
(B種優先株式)	(—)	(4,560,164.00円)	(1,500,000.00円)
実 績 連 結 配 当 性 向	—	6.3%	6.5%
自己資本連結当期純利益率	△8.6%	23.5%	18.1%
連 結 純 資 産 配 当 率	—	1.8%	1.3%

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

- (注) 1. 1株当たり連結当期純利益または1株当たり連結当期純損失は、普通株式の期中平均株式数に基づいて計算しております。
2. 2024年3月期のB種優先株式の1株当たり年間配当金には、2023年3月期累積未払配当金3,060,164円00銭が含まれています。
3. 実績連結配当性向は、普通株式の1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。2023年3月期については連結当期純損失のため記載しておりません。
4. 自己資本連結当期純利益率は、決算期末の連結当期純利益から当社の普通株主に帰属しない金額を控除した金額を自己資本から当社の普通株主に帰属しない金額を控除した金額（期首と期末の平均）で除した数値です。
5. 連結純資産配当率は、普通株式の1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産額（自己資本から当社の普通株主に帰属しない金額を控除して算出）（期首と期末の平均）で除した数値です。2023年3月期については連結当期純損失のため記載しておりません。
6. 当社は業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」を導入しており、当該信託口が保有する当社株式を連結財務諸表において自己株式として計上しています。これに伴い、1株当たり連結純資産額の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めています。また、1株当たり連結当期純利益の算定上、当該信託口が保有する当社株式を期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めています。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間および直前の株価等の推移

普通株式

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	480円	490円	855.2円	770.1円
高 値	546円	854.7円	1,750円	1,295円
安 値	410円	489円	712円	599.4円
終 値	486円	840.2円	761.2円	1,089.5円
株 価 収 益 率	—	2.66倍	2.49倍	—

- (注) 1. 2026年3月期の株価については、2026年2月10日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。なお、2026年3月期については、未確定のため記載しておりません。また、2023年3月期の株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。
3. 株価は全て、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価であります。

B種優先株式

当社B種優先株式は、非上場であるため、該当事項はありません。

(3) ロックアップについて

当社は、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中、Mizuho International plcの事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換もしくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。

受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本新株予約権付社債の発行、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使に基づく当社普通株式の発行または交付、当社の株式給付信託（BBT）に基づく当社普通株式の発行、売渡しまたは処分、単元未満株主の売渡請求による当社普通株式の売渡し、株式分割、株式無償割当、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集または売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集または販売を行うことはできません。米国において証券の募集または販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集または販売は行われません。